

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

亀岡市財務規則の一部改正 (財政課) 4

—— 告 示 ——

亀岡市セーフコミュニティ推進協議会
 設置要綱の一部改正 (企画政策課) 5

亀岡市妊婦健診費用助成要綱の一部改正
 (健康増進課) 6

亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱
 の一部改正 (税務課) 8

ふるさと雇用緊急支援助成金交付要綱
 の一部改正 (商工観光課) 9

亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事業実
 施要綱の一部改正 (建築住宅課) 9

市道路線の区域変更に関する告示
 (道路河川課) 10

市道路線の供用開始に関する告示
 (道路河川課) 12

国民健康保険料の収納事務の委託
 (保険医療課) 14

固定資産課税台帳に登録すべき固定資
 産の価格等のすべての登録 (税務課) 15

国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 15

粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処
 理手数料の収納事務の委託
 (環境事業課) 15

徴収事務の委託 (環境政策課) 20

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利
 用者負担軽減要綱の一部改正

(高齢福祉課) 20

平成23年度亀岡市一般廃棄物処理実
 施計画 (環境事業課) 22

亀岡市中小企業者資金借入保証料助成
 要綱及び亀岡市中小企業者資金借入利
 子補給金交付要綱の一部改正

(商工観光課) 28

亀岡市地域公共交通会議設置要綱の一
 部改正 (桂川・広域交通課) 28

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 28

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 29

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 29

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 29

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 30

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 30

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 30

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 31

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 31

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 31

地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 31

地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 32	—— 訓 令 —— 亀岡市非常備消防に係る事務処理規程の一部改正 (自治防災課) 43
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 32	亀岡市事務処理規程の一部改正 (人事課) 43
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 32	—— 公 告 ——
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 33	捕獲犬の抑留 (環境政策課) 44
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 33	亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 45
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 33	大井町南部土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市整備課) 46
住民基本台帳の職権削除 (市民課) 34	一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課) 46
公示送達 (税務課) 35	一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課) 50
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 36	—— 任免及び辞令 ——
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 36	監査委員欄
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 36	—— 公 表 ——
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 37	平成23年度随時監査 55
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 37	平成22年度定期監査結果に対する措置状況 56
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 37	平成21年度行政監査結果に対する措置状況 57
地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 38	教育委員会欄
市道路線の認定に関する告示 (道路河川課) 39	—— 任免及び辞令 ——
市道路線の区域に関する告示 (道路河川課) 40	選挙管理委員会欄
市道路線の供用開始に関する告示 (道路河川課) 41	—— 告 示 ——
市道路線の廃止に関する告示 (道路河川課) 42	京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者 61
	京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所 63

京都府議会議員一般選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	64	亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	71
京都府議会議員一般選挙における期日前投票所	64	—— 公 告 ——	
京都府議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理人	65	平成23年度賦課対象区域	71
京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理人	66	市立病院欄	
京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時	66	—— 告 示 ——	
京都府議会議員一般選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時	66	使用料及び手数料の収納事務の委託	72
京都府議会議員一般選挙の亀岡市開票区における公職選挙法の規定による開票立会人を定めるくじ	66		
京都府議会議員一般選挙の開票の日時の変更	67		
公平委員会欄			
—— 規 則 ——			
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	67		
—— 告 示 ——			
職員団体の登録	68		
職員団体の登録	68		
職員団体の登録	68		
上下水道部欄			
—— 告 示 ——			
料金徴収事務等の委託	69		
料金収納事務の委託	69		
亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示	70		

規 則

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第12号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第14号中「第158条の2第1項」の次に「並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2」を加える。

第6条第6号及び第7号を次のように改める。

寄附金、分担金、繰入金及び市債の収入命令に関すること。

債務負担行為を伴う契約及び長期継続契約の締結に関すること。

第43条第2項第4号、第45条第2項及び第48条中「収入事務受託者」を「収納事務受託者」に改める。

第48条の2の見出し中「市税」を「市税等」に改め、同条第1項中「施行令第158条の2第1項」の次に「及び国民健康保険法第80条の2」を加え、「市税」を「市税等」に改め、同条第2項中「市税の収入事務受託者」を「市税等の収納事務受託者」に改める。

第68条第1号中「第14号」を「第17号」に改め、同条第4号中「国民健康保険」を「国民健康保険法」に改め、同条第9号を第

14号とし、第8号の次に次の5号を加える。

賠償、補償等に要する経費

有料道路使用料、駐車場料金、入場料その他即時支払をしなければ利用又は使用することができないものに要する経費

供託金

郵便又は信書便の送付及び運搬料に要する経費

選挙事務に要する経費

第73条の見出しを「（概算払）」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「施行令第162条各号」を「前項に」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

施行令第162条各号（第6号を除く。）に掲げる経費

非常災害のため即時支払を要する経費

損害賠償金

概算をもって支払をしなければ契約を締結し難い委託に要する経費

生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定による措置費

その他市長が特に必要と認める経費

第75条の見出しを「（前金払）」に改め、同条第2項中「施行令附則第7条の規定により公共工事に要する」を「同条第1項第2号に掲げる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「施行令第163条又は同令附則第7条の規定により」を「前項に掲げる経費について」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

施行令第163条各号（第8号を除く。）に掲げる経費

施行令附則第7条の規定により公共工事に要する経費

使用料、保管料又は保険料

その他市長が特に必要と認める経費

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第36号

亀岡市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱（平成18年亀岡市告示第177号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第3条第1項中「30名」を「50名」に改める。

第8条中「企画政策課」を「夢ビジョン推進課」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第37号

亀岡市妊婦健診費用助成要綱（平成20年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

別表中

「

合 計			89,020円
-----	--	--	---------

」

を

「

性器クラミジア検査	1	2,500円	2,500円
合 計			91,520円

」

に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

亀岡市妊婦健診費用助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）亀岡市長

申請者

〒 -

住所

氏名

受診者との続柄

電話番号

亀岡市妊婦健診費用助成要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

申請額（下表の1 + 2） _____ 円

健診項目	受診日	受診費用 (円)	上限額 (円)	健診項目	受診日	受診費用 (円)	上限額 (円)
基本健診	年 月 日		3,200	前期血液	年 月 日		3,140
基本健診	年 月 日		3,200	前期血液	年 月 日		420
基本健診	年 月 日		3,200	中期血液	年 月 日		3,140
基本健診	年 月 日		3,200	後期血液	年 月 日		1,590
基本健診	年 月 日		3,200	前期免疫	年 月 日		4,540
基本健診	年 月 日		3,200	中期B群	年 月 日		3,200
基本健診	年 月 日		3,200	前期HIV	年 月 日		1,300
基本健診	年 月 日		3,200	前期がん	年 月 日		3,400
基本健診	年 月 日		3,200	(がん検査結果)			
基本健診	年 月 日		3,200	異常なし・要精密検査・他の疾患			
基本健診	年 月 日		3,200	超音波	年 月 日		5,300
基本健診	年 月 日		3,200	超音波	年 月 日		5,300
基本健診	年 月 日		3,200	超音波	年 月 日		5,300
基本健診	年 月 日		3,200	超音波	年 月 日		5,300
				HTLV-1	年 月 日		850
				HTLV-1判断料	年 月 日		1,440
				クラミジア	年 月 日		2,500
受診費用または上限額の低い方の金額の合計		1		受診費用または上限額の低い方の金額の合計		2	

（注）HTLV-1判断料は、平成22年12月末までに受診券を交付した人のみが対象です。

* 申請者と受診者が異なる場合は記入してください。

受診者 住所（〒 - ） （電話）

氏名 生年月日

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第38号

亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和47年亀岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第1項中「、同和更生資金貸付償還金」を削り、「地域下水道使用料」の次に「、簡易水道料金」を加え、「及び後期高齢者医療保険料」を「、後期高齢者医療保険料及び放課後児童会負担金」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「

後期高齢者 医療保険料	被保険者番号									年	月分	から
----------------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	----	----

」

を

「

後期高齢者 医療保険料	被保険者番号									年	月分	から
放課後児童会 負担金	小学校放課後児童会	年生	児童名							年	月分	から

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「 掲 示 済 」

亀岡市告示第39号

ふるさと雇用緊急支援助成金交付要綱（平成22年亀岡市告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第3条第1号中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第4条第1項中「交付する。」の次に「ただし、亀岡市内の大学を平成21年3月1日から平成23年3月31日までの間に卒業した者を正規に雇用した場合は、1人目から助成金を交付する。」を加える。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成23年度分の助成金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第40号

亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第123号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第1号中「着工され、」の次に「現に」を加える。

第8条中「2,000円」を「3,000円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第41号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において平成23年4月2日から平成23年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

路線番号	路線名	起 点		変 更 後		変 更 前	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01087	上矢田矢田口線	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地の1先		1,071.72	6.50 ~ 7.00	1,071.72	5.80 ~ 6.30
		亀岡市上矢田町上垣内15番地の4先					
01204	中条榎又線	亀岡市余部町下条5番地先		366.58	2.48 ~ 5.81	366.58	2.48 ~ 3.62
		亀岡市余部町榎又18番地の1先					
01215	余部風ノ口線	亀岡市余部町榎又14番地の3先		690.69	3.00 ~ 7.00	690.69	3.00 ~ 8.00
		亀岡市余部町風ノ口2番地先					
01278	中矢田篠線	亀岡市中矢田町久保垣内2番地の3先		2,962.26	15.50 ~ 17.20	2,962.26	0.00 ~ 0.00
		亀岡市篠町王子西ノ山5番地の1先					
02026	湯谷区道線	亀岡市東別院町湯谷西条2番地先		971.50	3.00 ~ 6.20	971.50	3.00 ~ 5.30
		亀岡市東別院町湯谷岳山7番地先					
04001	吉川天川線	亀岡市吉川町吉田上河原6番地の2先		627.11	2.40 ~ 3.10	627.11	2.60 ~ 3.10
		亀岡市曾我部町穴太二ツ池18番地の3先					
04006	藤ノ木線	亀岡市曾我部町穴太藤ノ木3番地の2先		209.84	3.00 ~ 4.00	209.84	2.00 ~ 3.00
		亀岡市曾我部町穴太藤ノ木1番地の5先					
04041	南条寺線	亀岡市曾我部町南条北向田1番地の2先		1,774.26	3.00 ~ 4.80	1,774.26	2.50 ~ 4.00
		亀岡市曾我部町寺広畑1番地の2先					
04077	茶屋下又寺縄吉1号線	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄吉4番地の7先		238.13	2.50 ~ 4.30	238.13	2.50 ~ 3.30
		亀岡市曾我部町法貴茶屋下又1番地の1先					
04089	二ツ池大塚線	亀岡市曾我部町穴太大塚2番地の1先		253.28	3.00 ~ 4.70	253.88	3.17 ~ 5.95
		亀岡市曾我部町穴太鐘ツキ2番地の1先					
06009	高畑線	亀岡市稗田野町太田高畑3番地の1先		183.36	3.80 ~ 9.00	207.36	3.60 ~ 3.80
		亀岡市稗田野町鹿谷加茂1番地の6先					
06012	佐伯鉦山線	亀岡市稗田野町佐伯垣内亦1番地先		1,886.32	6.00 ~ 7.00	1,886.32	6.00 ~ 6.50
		亀岡市稗田野町鹿谷上条6番地先					
06014	丸ヶ条線	亀岡市稗田野町鹿谷丸ヶ条3番地の1先		113.56	2.20 ~ 4.00	113.56	2.00 ~ 2.70
		亀岡市稗田野町鹿谷丸ヶ条8番地先					
06019	西山奥条線	亀岡市稗田野町奥条中道1番地の1先		948.69	3.80 ~ 9.40	948.69	3.80 ~ 8.40
		亀岡市稗田野町鹿谷西山1番地先					
06026	柿花線	亀岡市稗田野町柿花梶林7番地の4先		941.78	5.00 ~ 7.50	941.78	5.00 ~ 6.60
		亀岡市稗田野町柿花吉岡3番地の2先					
06061	吉川稗田野線	亀岡市吉川町吉田段ノ坪1番地先		1,330.53	3.78 ~ 10.39	1,330.53	3.98 ~ 10.39
		亀岡市稗田野町柿花吉岡1番地先					

路線番号	路線名	起 点	変 更 後		変 更 前	
		終 点	延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
09013	宮川学校線	亀岡市宮前町宮川仮家12番地の1先	1,251.31	3.00	1,263.31	2.40
		亀岡市宮前町宮川西池13番地先		~ 10.00		~ 9.50
10003	大内線	亀岡市東本梅町大内休場12番地の2先	1,590.57	6.20	1,590.57	6.10
		亀岡市東本梅町大内芝条1番地先		~ 9.40		~ 11.50
11074	南金岐重見線	亀岡市大井町南金岐又ヶ田29番地の1先	541.56	7.99	541.56	7.99
		亀岡市大井町南金岐重見41番地先		~ 12.73		~ 12.73
12013	大町線	亀岡市千代川町今津1丁目19番地の28先	173.97	4.13	173.97	4.73
		亀岡市千代川町今津1丁目19番地の28先		~ 5.05		~ 5.08
12028	北ノ庄学校線	亀岡市千代川町千原1丁目33番地の1先	1,004.25	2.10	1,004.25	2.10
		亀岡市千代川町北ノ庄桑寺3番地の3先		~ 3.60		~ 3.40
12105	千原2丁目1号線	亀岡市千代川町千原2丁目25番地の4先	139.88	3.50	139.88	0.00
		亀岡市千代川町千原2丁目23番地の1先		~ 4.10		~ 0.00
12114	小林前田1号線	亀岡市千代川町小林下戸48番地先	203.00	6.00	203.00	6.00
		亀岡市千代川町小林前田107番地先		~ 6.41		~ 6.00
13016	橋本2号線	亀岡市馬路町橋本16番地先	0.00	0.00	35.98	2.50
		亀岡市馬路町橋本22番地の6先		~ 0.00		~ 3.14
13054	三軒家線	亀岡市馬路町三軒屋43番地の5先	507.46	4.00	507.46	3.30
		亀岡市馬路町中芝8番地の4先		~ 5.40		~ 4.40
14013	印地1号線	亀岡市旭町宮ノ本23番地先	68.62	3.06	68.62	3.51
		亀岡市旭町宮ノ本7番地先		~ 3.60		~ 3.80
16036	勝林島河原尻2号線	亀岡市河原林町勝林島雲宮55番地の1先	253.29	2.11	255.31	2.45
		亀岡市河原林町勝林島小坂53番地の1先		~ 4.67		~ 5.17
16042	北垣内2号線	亀岡市河原林町河原尻北垣内50番地の2先	20.05	5.00	18.05	3.00
		亀岡市河原林町河原尻北垣内53番地先		~ 5.20		~ 4.60
17009	上火無小寺線	亀岡市保津町上火無1番地先	417.23	2.70	411.43	2.70
		亀岡市保津町上火無63番地先		~ 5.50		~ 4.50
17018	西馬場荒金線	亀岡市保津町子守55番地先	482.84	6.20	483.84	1.80
		亀岡市保津町西馬場15番地の1先		~ 8.40		~ 3.60
17065	保津宇津根橋線	亀岡市保津町セイシカ4番地の1先	1,410.00	14.60	1,410.00	14.60
		亀岡市河原林町勝林島畑ヶ田40番地の1先		~ 19.00		~ 19.00
18064	上牧線	亀岡市篠町王子上上牧54番地先	468.04	3.40	468.04	3.00
		亀岡市篠町篠下西山16番地先		~ 3.50		~ 5.00
18067	森学校線	亀岡市篠町篠上西裏17番地先	1,148.14	6.00	1,147.14	3.90
		亀岡市篠町森下垣内43番地の1先		~ 6.00		~ 5.80
18070	馬堀駅国道線	亀岡市篠町野条イカノ辻南108番地の1先	1,001.93	9.80	1,001.93	9.80
		亀岡市篠町馬堀北垣内68番地先		~ 15.00		~ 15.00
19001	東つつじヶ丘中央線	亀岡市篠町森山先1番地の1先	642.85	8.50	642.85	5.80
		亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目25番地の67先		~ 8.50		~ 5.80
19008	つつじヶ丘6号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の24先	216.57	3.90	216.57	3.90
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目44番地の5先		~ 6.00		~ 4.10
20171	桜台46号線	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目21番地の2先	302.59	6.01	302.59	6.01
		亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目24番地の1先		~ 6.02		~ 6.02
20172	桜台47号線	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目22番地の2先	403.36	6.01	403.36	6.01
		亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目25番地の20先		~ 7.15		~ 7.15

「揭示済」

亀岡市告示第42号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を平成23年4月1日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において平成23年4月2日から平成23年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

路線番号	路線名	起 点	延 長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01087	上矢田矢田口線	亀岡市中矢田町岸ノ上32番地の1先	1,071.72m	6.50m
		亀岡市上矢田町上垣内15番地の4先		7.00m
01204	中条榎又線	亀岡市余部町下条5番地先	366.58m	2.48m
		亀岡市余部町榎又18番地の1先		5.81m
01215	余部風ノ口線	亀岡市余部町樋又14番地の3先	690.69m	3.00m
		亀岡市余部町風ノ口2番地先		7.00m
01278	中矢田篠線	亀岡市中矢田町久保垣内22番地の3先	2,962.26m	15.50m
		亀岡市篠町王子西ノ山5番地の1先		17.20m
02026	湯谷区道線	亀岡市東別院町湯谷西条23番地先	971.50m	3.00m
		亀岡市東別院町湯谷岳山73番地先		6.20m
04001	吉川天川線	亀岡市吉川町吉田上河原66番地の2先	627.11m	2.40m
		亀岡市曾我部町穴太二ツ池18番地の3先		3.10m
04006	藤ノ木線	亀岡市曾我部町穴太藤ノ木31番地の2先	209.84m	3.00m
		亀岡市曾我部町穴太藤ノ木1番地の5先		4.00m
04041	南条寺線	亀岡市曾我部町南条北向田1番地の2先	1,774.26m	3.00m
		亀岡市曾我部町寺広畑1番地の2先		4.80m
04077	茶屋下又寺縄老 1号線	亀岡市曾我部町法貴寺ケ縄老41番地の7先	238.13m	2.50m
		亀岡市曾我部町法貴茶屋下又13番地の1先		4.30m
04089	二ツ池大塚線	亀岡市曾我部町穴太大塚27番地の1先	253.28m	3.00m
		亀岡市曾我部町穴太鐘ツキ26番地の1先		4.70m
06009	高畑線	亀岡市稗田野町太田高畑3番地の1先	183.36m	3.80m
		亀岡市稗田野町鹿谷加茂13番地の6先		9.00m
06012	佐伯鉦山線	亀岡市稗田野町佐伯垣内亦1番地先	1,886.32m	6.00m
		亀岡市稗田野町鹿谷上条69番地先		7.00m
06014	丸ヶ条線	亀岡市稗田野町鹿谷丸ヶ条31番地の1先	113.56m	2.20m
		亀岡市稗田野町鹿谷丸ヶ条8番地先		4.00m
06019	西山奥条線	亀岡市稗田野町奥条中道14番地の1先	948.69m	3.80m
		亀岡市稗田野町鹿谷西山19番地先		9.40m
06026	柿花線	亀岡市稗田野町柿花楨林7番地の4先	941.78m	5.00m
		亀岡市稗田野町柿花吉岡32番地の2先		7.50m
06061	吉川稗田野線	亀岡市吉川町吉田段ノ坪18番地先	1,330.53m	3.78m
		亀岡市稗田野町柿花吉岡17番地先		10.39m

路線番号	路線名	起 点	延 長	最小幅員
		終 点		最大幅員
09013	宮川学校線	亀岡市宮前町宮川飯家12番地の1先 亀岡市宮前町宮川西池13番地先	1,251.31m	3.00m 10.00m
10003	大内線	亀岡市東本梅町大内休場12番地の2先 亀岡市東本梅町大内芝条1番地先	1,590.57m	6.20m 9.40m
11074	南金岐重見線	亀岡市大井町南金岐又ヶ田29番地の1先 亀岡市大井町南金岐重見41番地先	541.56m	7.99m 12.73m
12013	大町線	亀岡市千代川町今津1丁目19番地の28先 亀岡市千代川町今津1丁目19番地の28先	173.97m	4.13m 5.05m
12028	北ノ庄学校線	亀岡市千代川町千原1丁目33番地の1先 亀岡市千代川町北ノ庄桑寺3番地の3先	1,004.25m	2.10m 3.60m
12105	千原2丁目1号線	亀岡市千代川町千原2丁目25番地の4先 亀岡市千代川町千原2丁目23番地の1先	139.88m	3.50m 4.10m
12114	小林前田1号線	亀岡市千代川町小林下戸48番地先 亀岡市千代川町小林前田107番地先	203.00m	6.00m 6.41m
13054	三軒家線	亀岡市馬路町三軒屋43番地の5先 亀岡市馬路町中芝8番地の4先	507.46m	4.00m 5.40m
14013	印地1号線	亀岡市旭町宮ノ本23番地先 亀岡市旭町宮ノ本7番地先	68.62m	3.06m 3.60m
16036	勝林島河原尻 2号線	亀岡市河原林町勝林島雲宮55番地の1先 亀岡市河原林町勝林島小坂53番地の1先	253.29m	2.11m 4.67m
16042	北垣内2号線	亀岡市河原林町河原尻北垣内50番地の2先 亀岡市河原林町河原尻北垣内53番地先	20.05m	5.00m 5.20m
17009	上火無小寺線	亀岡市保津町上火無1番地先 亀岡市保津町上火無63番地先	417.23m	2.70m 5.50m
17018	西馬場荒金線	亀岡市保津町子守55番地先 亀岡市保津町西馬場15番地の1先	482.84m	6.20m 8.40m
17065	保津宇津根橋線	亀岡市保津町セイシカ4番地の1先 亀岡市河原林町勝林島畑ヶ田40番地の1先	1,410.00m	14.60m 19.00m
18064	上牧線	亀岡市篠町王子上上牧54番地先 亀岡市篠町篠下西山16番地先	468.04m	3.40m 3.50m
18067	森学校線	亀岡市篠町篠上西裏17番地先 亀岡市篠町森下垣内43番地の1先	1,148.14m	6.00m 6.00m
18070	馬堀駅国道線	亀岡市篠町野条イカノ辻南108番地の1先 亀岡市篠町馬堀北垣内68番地先	1,001.93m	9.80m 15.00m
19001	東つつじヶ丘 中央線	亀岡市篠町森山先1番地の1先 亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目25番地の67先	642.85m	8.50m 8.50m
19008	つつじヶ丘6号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の24先 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目44番地の5先	216.57m	3.90m 6.00m
20171	桜台46号線	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目21番地の2先 亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目24番地の1先	302.59m	6.01m 6.02m
20172	桜台47号線	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目22番地の2先 亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目25番地の20先	403.36m	6.01m 7.15m

「揭示済」

亀岡市告示第43号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、国民健康保険料の収納事務を次のとおり委託したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 委託の相手方

東京都千代田区鍛冶町1丁目8番3号
地銀ネットワークサービス株式会社
代表取締役 金村 健夫

提携コンビニエンスストア（ ）内はチェーン名）

東京都中央区日本橋一丁目1番1号
国分グロースーズチェーン 株式会社
（コミュニティ・ストア）

愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号
株式会社ココストア（ココストア、エブリワン）

茨城県土浦市小松二丁目13番1号
株式会社ココストアイースト（ココストア）

愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社サークルKサンクス（サークルK、サンクス）

東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス（MMK設置店）

神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ（スリーエフ）

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート（セイコーマート、スーパー北海道、ハセガワストア、タイエー）

群馬県前橋市亀里町900番地

株式会社セーブオン（セーブオン）

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（セブン-イレブン）

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

株式会社デイリーヤマザキ（デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア）

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

株式会社ファミリーマート（ファミリーマート、エーエム・ピーエム）

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ（ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家）

東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

ミニストップ株式会社（ミニストップ）

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン（ローソン）

2 委託した収納事務

国民健康保険料に係る公金のコンビニエンスストア収納事務

3 委託を必要とする理由

収入の確保、市民サービスの向上及び収納事務の効率化等を図るため、コンビニエンスストア収納の事務を私人に委託する。

4 委託期間

平成23年4月1日から

平成27年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第44号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第45号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0126-33012

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年4月1日

3 無効になる日

平成23年4月1日

「揭示済」

亀岡市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

委託先

会社名等	代表者氏名	郵便番号	住 所	電話番号
中井商店		中井章	621-0806 亀岡市余部町古城2番地	22-0012
ファミリーマート亀岡余部町店	店長	石田隆浩	621-0806 亀岡市余部町大塚2番地2	29-1631
本間煙草店		本間将雄	621-0806 亀岡市余部町中条2番地	22-2839
(有)タカダ酒店 サンクス亀岡余部町店	代表取締役	山崎渡	621-0806 亀岡市余部町清水19番地1	29-6061
亀岡メンテナンス㈱	代表取締役	由良成美	621-0851 亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	代表取締役	山本潔	621-0851 亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店		服部フジエ	621-0851 亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	代表取締役社長	松本隆文	621-0851 亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地	22-8588
畑荒物店		畑かつ枝	621-0864 亀岡市内丸町2番地	22-0351
三木たばこ店		三木荘太郎	621-0864 亀岡市内丸町2番地	22-2372
リカーショップハラダ		原田保博	621-0801 亀岡市宇津根町土井ノ内3番地5	24-2788
加瀬たばこ店		加瀬次枝	621-0804 亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	代表理事	浪川博美	621-0804 亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同)西友亀岡店	最高経営責任者	野田亨	621-0804 亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ		向出和義	621-0804 亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
ファミリーマート元禄屋追分町店	店長	石田隆浩	621-0804 亀岡市追分町八ノ坪2番地2	29-6487
(有)マルセン亀岡駅前店	代表取締役	田中英也	621-0804 亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
㈱ウエダ本社	代表取締役	上田一夫	621-0803 亀岡市河原町77番地	22-1890
㈱ウエダ家電店	代表取締役	上田一夫	621-0803 亀岡市河原町200番地16	22-3082
亀屋末永河原町店		大倉義一	621-0803 亀岡市河原町122番地	23-1905
黒田食料品店		黒田千恵子	621-0803 亀岡市河原町34番地	22-0122
(有)マルセン河原町店	代表取締役	田中英也	621-0803 亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機㈱本店	代表取締役	山口承邦	621-0803 亀岡市河原町169番地	22-0837
亀屋末永北町店		大倉義一	621-0861 亀岡市北町30番地	22-0460
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	代表理事	米丸修生	621-0815 亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	店長	山口直宏	621-0815 亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール㈱イオン亀岡店	店長	植田卓也	621-0815 亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
(有)桂商店本店	代表取締役	桂宏夫	621-0867 亀岡市塩屋町56番地	22-0233
㈱アヤハディオ亀岡店	店長	秋野哲也	621-0854 亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
松本酒店		松本光男	621-0854 亀岡市下矢田町大末12番地	23-1910
サークルK亀岡下矢田店	オーナー	滝本敦子	621-0854 亀岡市下矢田町大末2番10号	29-6301
㈱サンフェステ業務スーパー亀岡店	代表取締役	渡辺裕昭	621-0854 亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
ミゾツラ電器	代表	溝行清	621-0865 亀岡市新町17番地	22-5856
(有)桂商店中矢田店	代表取締役	桂宏夫	621-0855 亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
グリーンショップK		数井久美子	621-0855 亀岡市中矢田町才ノ溝1番地36	24-7311
㈱マツモト中央店	代表取締役社長	松本隆文	621-0817 亀岡市西野町61番地1	24-3811
ローソン亀岡西町店		濱口隆生	621-0862 亀岡市西町41番地	25-5886
成田米穀		成田庄司	621-0866 亀岡市旅籠町32番地	22-0518
神田彰栄堂		神田彰	621-0814 亀岡市三宅町1丁目2番2号	24-3720
大道建具店		大道龍雄	621-0814 亀岡市三宅町40番地	22-4792
㈱おぎた商店	代表取締役	荻田武徳	621-0868 亀岡市柳町63番地	22-0786
(同)五葉乃松		木村源治	621-0812 亀岡市横町36番地	22-0089

委託先

会社名等	代表者氏名	郵便番号	住 所	電話番号
加地荒物店		加地孝至(崇)	621-0805 亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	代表者	石野艶子	621-8501 亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
亀岡米穀有)	代表取締役	木内五郎	621-0805 亀岡市安町33番地	22-0919
㈱くらしの店丹和	代表取締役	稲村浩二	621-0805 亀岡市安町17番地	22-4147
㈱黒川安町店	代表取締役	黒川達也	621-0805 亀岡市安町52番地	22-0077
マンマル産業㈱	代表取締役	徳岡多喜子	621-0805 亀岡市安町25番地	22-0572
フードショップイシダ		石田数昭	621-0103 亀岡市東別院町東掛岩脇4番地	27-2009
東別院町自治会	会長	長澤康浩	621-0111 亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店		中村政男	621-0127 亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋		岡本泰彦	621-0124 亀岡市西別院町柚原北谷9番地	27-2253
大登屋		長澤實	621-0124 亀岡市西別院町柚原佃29番地1	27-2332
上田食料品店		上田博	621-0029 亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ亀岡運動公園前店		村山幸則	621-0029 亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
福知商店		福知俊二	621-0027 亀岡市曾我部町犬飼古道11番地6	22-0621
並河たばこ		並河二郎	621-0023 亀岡市曾我部町寺広畑31番地	22-0391
岩本商店		岩本卓三	621-0022 亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化		奥野一雄	621-0022 亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店		木内文路	621-0022 亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
パインヒルショップ		松岡幸子	621-0022 亀岡市曾我部町南条下河原22番地1	23-5292
㈱ファミリーマート京都学園大学店	代表取締役社長	上田準二	621-0022 亀岡市曾我部町南条大谷1番地1	29-5017
ファミリーマート元禄屋京都学園前店	店長	石田隆浩	621-0022 亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都学園大学前店		梅森重信	621-0022 亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店		原田英嗣	621-0028 亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
中田商店		中田末次	621-0014 亀岡市吉川町穴川深田7番地	22-2534
吉川簡易郵便局		石田幸司郎	621-0014 亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	会長	美馬義晴	621-0015 亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店		石野芳男	621-0031 亀岡市稗田野町太田油田3番地	22-0654
福林たばこ店		福林正男	621-0031 亀岡市稗田野町太田高畑5番地1	22-4179
栗山商店		栗山美千代	621-0035 亀岡市稗田野町奥条門田36番地	23-2076
小瀬甘開堂		小瀬清	621-0033 亀岡市稗田野町佐伯浦亦29番地	22-0652
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	施設長	井内祐治	621-0033 亀岡市稗田野町佐伯大門30番地1	24-2596
㈱大多商店	代表取締役	大石忠亨	621-0033 亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻40番地	22-0641
ローソン亀岡ひえだの町店		朝治靖	621-0033 亀岡市稗田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
稗田野町自治会	会長	石田武夫	621-0033 亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	会長	兒嶋高志	621-0253 亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店		中村昭子	621-0252 亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
かね新商店		小林博一	621-0255 亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村酒店		奥村修	621-0254 亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	会長	奥野正三	621-0261 亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
Yショップ山内商店		山内寿之	621-0262 亀岡市畑野町広野高橋17番地2	28-3275
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	施設長	井内祐治	621-0241 亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
宮本酒店		宮本武	621-0241 亀岡市宮前町猪倉猪尻11番地2	26-2586

委託先

会社名等	代表者氏名	郵便番号	住 所	電話番号	
人見商店	人見徳康	621-0242	亀岡市宮前町神前タキガ花50番地	26-2225	
森政商店	森保二	621-0242	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199	
柿谷食料品店	柿谷貞夫	621-0243	亀岡市宮前町宮川平岩19番地	26-2569	
西田食料品店	西田美也子	621-0243	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028	
コーナン商事㈱ ホームセンターコーナン亀岡大井店	代表取締役	疋田耕造	621-0017	亀岡市大井町北金枝柿木原4番地1	22-7571
サンクス亀岡大井町店		山内昌昭	621-0011	亀岡市大井町土田1丁目347番1号	23-3985
谷村たばこ店		谷村孝	621-0011	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
㈱マツモト大井店	代表取締役社長	松本隆文	621-0011	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	会長	人見正	621-0011	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
シミズ薬品㈱ダックス大井店	代表取締役	清水義夫	621-0011	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
㈱おくむら	代表取締役	奥村万寿夫	621-0013	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま		福嶋明子	621-0013	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	本部長	永井菊博	621-0013	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	店長	石田隆浩	621-0013	亀岡市大井町並河2丁目2番3号	29-5979
セブン-イレブン亀岡並河店		木村雅己	621-0013	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
㈱さとう フレッシュバザール亀岡店	店長	向山泰広	621-0013	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
㈱ライフオート ホップス亀岡店	代表取締役社長	林勝彦	621-0013	亀岡市大井町並河坂井48番地	25-9333
㈲プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	オーナー	野々村昌弘	621-0051	亀岡市千代川町今津2丁目5番10号 108号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	店長	柏道敬介	621-0041	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
㈲さわだ書店	代表取締役	澤田孜	621-0041	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
ペとる(マツモト千代川店)		木村順子	621-0041	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	22-4422
㈱マツモト千代川店	代表取締役社長	松本隆文	621-0041	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店		永田恵輔	621-0043	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
㈱サンフェステ サンフェステ千代川店	代表取締役	渡辺裕昭	621-0043	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
かなや		俣野幸子	621-0046	亀岡市千代川町北ノ庄下条2番地	22-5307
NPO法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	理事長	山崎忠文	621-0046	亀岡市千代川町北ノ庄桑寺27番地3	25-5399
浅田電気商会		浅田進	621-0052	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
サンクス亀岡千代川店	オーナー	平野雅章	621-0052	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店		美馬南守子	621-0052	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店		大槻嘉宣	621-0008	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
㈲橋本電機	代表取締役	橋本洋子	621-0008	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
人見たばこ店		人見八十八	621-0008	亀岡市馬路町住吉4番地	22-5290
馬路町自治会	会長	浅田邵男	621-0008	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
浅田商店		浅田邵男	621-0008	亀岡市馬路町前ノ側9番地	23-0367
中川商店		中川祥子	621-0008	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店		中澤正子	621-0008	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	店長	石田隆浩	621-0008	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	会長	川勝義郎	621-0001	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店		川勝尚依	621-0001	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	会長	野々村忠良	621-0002	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
主原商店		主原美代子	621-0004	亀岡市千歳町毘沙門西条15番地	24-3095
河原林町自治会	会長	井上盛夫	621-0007	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120

委託先

会社名等	代表者氏名	郵便番号	住 所	電話番号
吉田商店	吉田美江子	621-0005	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
関口電機	関口聡	621-0005	亀岡市保津町構ノ内54番地3	22-3224
保津町自治会	会長 古谷弘志	621-0005	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
魚政商店	渡辺薫	621-0005	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
(株)かさや木村商店	代表取締役 木村元昭	621-0005	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
酒嘉保津川屋酒店	湯淺嘉保	621-0005	亀岡市保津町沢目36番地	22-3209
タケモ(株) タケモ商店	代表取締役 酒井宏	621-0005	亀岡市保津町沢目52番地	22-0278
セブン-イレブン亀岡篠町王子店	品川弘一	621-0827	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブン-イレブン亀岡篠町馬堀店	若林昇	621-0823	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
都らいふだいどう	大道秀男	621-0823	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
(株)マツモトうまほり店	代表取締役社長 松本隆文	621-0823	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀駅前店	子安敏郎	621-0828	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番7号	22-4533
(株)石野商店	代表取締役 石野明	621-0821	亀岡市篠町柏原町頭45番地	22-0746
井内商店	井内英彦	621-0826	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くすり光琳	小牧清子	621-0826	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
(有)隅田農園 隅田酒店	代表取締役 隅田盛和	621-0826	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
サークルK亀岡篠町店	山本健一郎	621-0826	亀岡市篠町篠下西裏41番地1	29-5772
サークルK亀岡イトーピア店	五十嵐孝則	621-0835	亀岡市篠町浄法寺茶葉谷20番地5	22-4546
(株)ジャパン亀岡店	代表取締役 池田博之	621-0835	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	代表取締役 清水義夫	621-0835	亀岡市篠町浄法寺中村39番地1	29-2625
サークルK亀岡クニッテル通り店	オーナー 岩崎健	621-0835	亀岡市篠町浄法寺中村20番地2	22-3896
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡店	店長 疋田裕詞	621-0835	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
アル・プラザ亀岡	店長 岩田幸士	621-0822	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン(商標) ホームセンターコーナン亀岡篠店	代表取締役 疋田耕造	621-0822	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	中川作巳	621-0834	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
(株)酒井商店広田店	代表取締役 酒井國生	621-0834	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
(株)酒井商店見晴店	代表取締役 酒井國生	621-0824	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
西川商店	西川清次	621-0824	亀岡市篠町見晴3丁目13番6号	23-3423
かっぱや	山村孝雄	621-0824	亀岡市篠町見晴5丁目1番1号	24-1215
デイリーショップヒラノ	平野吉徳	621-0831	亀岡市篠町森下垣内66番地11	23-3132
山口電機(株) つつじヶ丘支店	代表取締役 山口承邦	621-0833	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
(株)サンフェステ業務スーパー篠店	代表取締役 渡辺裕昭	621-0832	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
仲尾商店	仲尾嘉蔵	621-0832	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目1番1号	22-1593
(有)桂商店西つつじヶ丘店	代表取締役 桂宏夫	621-0843	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	会長 吉田弘	621-0843	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
セブン-イレブン亀岡西つつじヶ丘店	伊藤公一	621-0841	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目49番2号	22-5520
(有)ハートピアサノ	代表取締役 佐野光男	621-0846	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
(株)マツモトピアタウン店	代表取締役社長 松本隆文	621-0846	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	上羽清典	621-0846	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

亀岡市告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
京都市下京区西七条掛越町 65番地 社団法人京都府獣医師会 会長 原 哲男	狂犬病予防注射済票交付 手数料

2 委託の期限

平成23年4月1日から

平成24年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第48号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「介護老人福祉施設」を「介護福祉施設」に改め、「低所得で生計が困難である者」の次に「等」を加える。

第2条第1項中「生計が困難な者として市長が認めた者」の次に「及び生活保護受給者」を加え、「生活保護受給者及び」を削り、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 生活保護受給者が個室を利用している場合の軽減の対象費用については、個室の居住費に係る利用者負担額に限る。

第4条中「別記第3号様式」の次に「又は別記第4号様式」を加える。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別記第3号様式（裏）注意事項二中「介護老人福祉施設」を「介護福祉施設」に改める。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

(表)

社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)					
交付年月日					
確認番号					
受給者	住所				
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日		性別		
介護保険被保険者番号 (被保険者のみ記載)					
適用年月日		から			
有効期限		まで			
減額割合		(居住費・滞在費のみ) 100 / 100			
発行機関名及び印		京都府亀岡市安町野々神8番地 亀岡市 印			

(裏)

注 意 事 項	<p>一 一次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者 に提示してください。</p> <p>二 対象となるサービスは、介護福祉施設、短期入所生活介護、地域密着 型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護です。</p> <p>三 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。</p> <p>四 前記のサービスの居住費(滞在費)が、表面に記載されている減額割 合により減額されません。</p> <p>五 生活保護受給者・支援給付受給者でなくなったとき又は今後、前記の サービスを利用する見込がないときは、遅滞なく、この証を亀岡市に返 してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてくださ い。</p> <p>六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この 証を添えて、亀岡市にその旨を届け出てください。</p> <p>七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を 受けます。</p>
---------	---

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

 亀岡市告示第49号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、平成23年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

平成23年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の処理量の見込み

(1) ごみ

ア 燃やすごみ	21,113 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	2,505 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	453 t / 年
エ 資源ごみ	
（ア）カン類	232 t / 年
（イ）ビン類	853 t / 年
（ウ）ペットボトル	154 t / 年
（エ）新聞・雑誌・段ボール・古布類	3,590 t / 年
（オ）使用済み乾電池	15 t / 年
（カ）廃蛍光管	2 t / 年
（キ）生ごみ・食用油	13 t / 年

(2) 犬、猫等の死体 357体 / 年

(3) し尿及び汚泥

ア し尿	10,278kl / 年
イ 浄化槽汚泥	6,472kl / 年

* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量を除いています。

* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量を除いています。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすごみ	家庭系	亀岡市清掃公社(委託、以下同じ)	焼却/桜塚クリーンセンター(直営、以下同じ)	埋立/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場(委託、以下同じ)	
	事業系	許可業者 下記のとおり			
埋立てごみ	家庭系	亀岡市清掃公社		埋立/ICITビニア亀岡(直営、以下同じ)	
		許可業者			
粗大ごみ	可燃性	家庭系	破碎/ICITビニア亀岡(直営、以下同じ)、焼却/桜塚クリーンセンター	焼却灰/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場、選別残渣/ICITビニア亀岡	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	亀岡市清掃公社	資源化/三重中央開発(株)(委託)	選別残渣/民間最終処分場、ICITビニア亀岡
			許可業者		
資源ごみ	加類	亀岡市清掃公社	選別・圧縮/ICITビニア亀岡、資源化/民間資源化施設(委託、以下同じ)	選別残渣/ICITビニア亀岡	
	ビン類		選別/ICITビニア亀岡、資源化/公益法人日本容器包装リサイクル協会(委託)・民間資源化施設		
	ペットボトル	委託業者	再生資源化/民間処理施設(委託)		
	新聞・雑誌・段ボール・古布類	資源回収業者施設へ搬入			
	使用済み乾電池	亀岡市清掃公社		野村興産(株)伊丹カ鉱業所(委託、以下同じ)	
	廃蛍光管	委託業者	破碎・選別/野村興産(株)関西工場(委託)	野村興産(株)伊丹カ鉱業所	
	生ごみ・食用油	民間資源化施設へ搬入			

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田桂士、(株)カンポ、高橋富美雄、南丹清掃(株)、張本安弘、松波将實、安田産業(株)、(有)サカ工業、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	亀岡市清掃公社、南丹清掃(株)(委託)	若宮工場(直営)	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者 下記のとおり	若宮工場(直営)	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制・再資源化計画

平成18年度に策定したごみ処理基本計画等に基づき、市民、事業者、行政がそれぞれ取り組むべき施策を実施する。

(ア) 排出抑制の方法

a 啓発

3R推進月間に合わせて啓発事業を実施する。

家庭版ISOに取り組む。

「ダンボールコンポスト教室」等の事業でリサイクル意識を啓発する。

事業系ごみの資源化を促進する。

b 助成

新聞、雑誌、段ボール、古布を対象とする集団資源回収に助成する。

家庭用生ごみ処理機器の購入費を助成する。

c その他

ごみの排出抑制と資源化を促進するため、ごみ出しルールの徹底を図る。

事業所に廃棄物排出ルールの徹底を指導する。

(イ) 再資源化の方法

a カン類、ビン類の分別収集

家庭から排出されるカン類、ビン類の定期分別収集を行い、再資源化を図る。

カン類：エコトピア亀岡において、スチールとアルミの選別、プレスを行う。

ビン類：5色分別収集を行う。

b ペットボトルの拠点回収

家庭から排出されるペットボトルについては、市内の有力店舗の拠点回収だけでなく、市内18小学校を対象にペットボトルの回収を行う。

c 事業系ごみの資源化促進

紙ごみや生ごみを対象とした事業系ごみの資源化を図る。

d 使用済み乾電池の分別収集

家庭から排出される使用済み乾電池を分別収集する。

e 使用済み蛍光管の分別収集

家庭から排出される使用済み蛍光管を拠点回収を行い資源化を図る。

f 食品残渣の再生利用

生ごみ類については堆肥化、食用油類については円滑油などに再生し再利用を図る。

(ウ) 関連施設の概要

a 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0t / 6h）

ビン類：ストックヤード（カレット）208.8^m（W24m × L6m × H1.45m）

b 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

磁気式選別機 + 車両型2軸剪断式破碎機（4.9t / 5h）

イ 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすごみ	家庭系	14,823 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
	事業系	6,010 t		戸別	随時	
埋立てごみ	家庭系	1,873 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(埋立処分場)
粗大ごみ	可燃性	147 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡(破碎処理施設)
	不燃性	28 t		戸別	随時	三重中央開発(株)・民間資源化施設
資源ごみ	カン類	232 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(資源化施設及び保管施設)
	ビン類	853 t				
	ペットボトル	154 t		拠点	随時	民間処理施設
	新聞・雑誌・段ボール・古布	3,590 t	-	戸別	随時	資源回収業者施設
	使用済み乾電池	15 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡(保管施設)
	廃蛍光管	2 t		拠点	随時	民間処理施設
	生ごみ・食用油	13 t	-	戸別	随時	民間処理施設

収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

ウ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	准連続燃焼式
	公称能力	120 t / 日(60 t / 炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	14,823 t / 年
	許可業者	6,010 t / 年
	その他	678 t / 年
残渣の量及び処分方法		2,695 t / 年(海面埋立処分)

搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量である。

工 最終処分計画

(ア) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	16,000 m ²
	埋立容量	110,000 m ³
	残余容量	93,141 m ³
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,838 t /年
	許可業者	35 t /年
	その他	675 t /年
年間埋立容量		3,651 m ³
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

(イ) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,695 t /年

(2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画

区分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東豎町、西豎町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、稗田野町の各一部又は全部	65,760 人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,810 人
コミュニティ・プラント	稗田野町の一部（天川）	470 人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	6,460 人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	60 人
浄化槽	市内全域	4,610 人
その他	市内全域	16,130 人

イ し尿・汚泥の処理計画

(ア) 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・ 運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	10,278kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	6,472kl/年	随時	戸別	市内全域

(イ) 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	若宮工場
	所在地	亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1
	処理方式	好気性消化処理方式+高度処理
	公称能力	114kl/日
搬入される廃棄物の搬入 者別内訳量	委託業者	10,278kl/年
	許可業者	6,472kl/年
残渣の量及び処分方法		50t/年(海面埋立処分)

(ウ) 最終処分計画

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	50t/年

「揭示済」

亀岡市告示第50号

亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱（昭和41年亀岡市告示第12号）及び亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱（昭和47年亀岡市告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

（亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部改正）

第1条 亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱（昭和41年亀岡市告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号及び第8号を次のように改める。

雇用促進支援融資
経営発展支援融資

（亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の一部改正）

第2条 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱（昭和47年亀岡市告示第38号）の一部を次のように改正する。

別表中
「

経営活力融資
中小企業成長促進融資

」

を
「

雇用促進支援融資
経営発展支援融資

」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成23年度の申請分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第51号

亀岡市地域公共交通会議設置要綱（平成19年亀岡市告示第43号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「第183号）」の次に「及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）」を加える。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

公共交通計画の策定並びに事業の実施及び変更の協議に関する事項

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第52号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「出雲区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 廣瀬 義直

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第53号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第4区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 渡邊 薫

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第54号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「横町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 畑 忠夫

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第55号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大西 正美

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第56号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町勝林島下島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 関 祐二

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第57号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「呉服町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 白井 廣

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第58号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町河原尻高野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小川 泉

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第59号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 岸谷 修

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第60号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「上矢田町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

省略

変更年月日 平成23年4月1日

2 代表者の変更

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 池澤 強司

変更年月日

平成23年4月1日

変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第61号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町平松区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 数井 邦雄

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第62号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 村上 浩治

2 変更年月日

平成23年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第63号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「三宅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 栗山 修

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第64号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「東本梅町大内区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中西 英雄

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第65号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「北古世町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

省略

変更年月日 平成23年4月1日

2 代表者の変更

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中村 好史

変更年月日

平成23年4月1日

変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第66号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

「池尻区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中川 進

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第67号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年4月14日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1606 - 34048

1 保 険 者

亀岡市(26 - 007 - 5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年4月1日

3 無効になる日

平成23年4月14日

「揭示済」

亀岡市告示第68号

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

1 住 所 省略

2 氏 名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第69号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者の住所・氏名	
		住所	氏名または名称
1	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
11	督促状 平成22年度第4期分 市府民税	省略	省略
12	督促状 平成22年度第2期分・第3期分・第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
13	督促状 平成22年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第70号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「東豎町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 藤木 嘉章
- 2 変更年月日
平成23年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第71号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「山階区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 田中 昭夫
- 2 変更年月日
平成23年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町かすみヶ丘区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 片山 民雄
- 2 変更年月日
平成23年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第73号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「篠町柏原区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 畑 清司

2 変更年月日

平成23年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第74号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中川 泰夫

2 変更年月日

平成23年4月16日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第75号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町井手区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 早田 秀生

2 変更年月日

平成23年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第76号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「旭町杉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 佐藤 利暉

2 変更年月日

平成23年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第77号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月28日

亀岡市長 栗山正隆

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01294	余部中条線	亀岡市余部町中条4番1先	亀岡市余部町中条4番10先
01295	藪ノ下線	亀岡市追分町藪ノ下11番21先	亀岡市荒塚町良1番1先
02028	南掛神社線	亀岡市東別院町南掛中ノ坪1002番先	亀岡市東別院町南掛奥ノ谷5番先
02029	触ノ下線	亀岡市東別院町南掛縄手12番1先	亀岡市東別院町南掛触ノ下2001番先
11189	小金岐2丁目1号線	亀岡市大井町小金岐2丁目150番23先	亀岡市大井町小金岐2丁目150番11先
11190	小金岐2丁目2号線	亀岡市大井町小金岐2丁目150番15先	亀岡市大井町小金岐2丁目150番19先
12123	高野林10号線	亀岡市千代川町高野林北ン田11番先	亀岡市千代川町高野林北ン田2番13先
18287	下タン条1号線	亀岡市篠町森下タン条24番30先	亀岡市篠町森下タン条24番19先
18288	下タン条2号線	亀岡市篠町森下タン条23番7先	亀岡市篠町森下タン条23番32先
18289	夕日ヶ丘9号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目1番1先	亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目7番4先
18290	夕日ヶ丘10号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目1番6先	亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目7番1先
19055	つつじヶ丘139号線	亀岡市東つつじヶ丘曙台3丁目6番1先	亀岡市東つつじヶ丘曙台3丁目7番7先

「揭示済」

亀岡市告示第78号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において、平成23年5月2日から平成23年5月13日まで一般の縦覧に供する。

平成23年4月28日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01294	余部中条線	亀岡市余部町中条4番1先	40.96m	6.00m
		亀岡市余部町中条4番10先		12.00m
01295	藪ノ下線	亀岡市追分町藪ノ下11番21先	188.00m	6.00m
		亀岡市荒塚町良1番1先		9.00m
02028	南掛神社線	亀岡市東別院町南掛中ノ坪1002番先	322.00m	2.00m
		亀岡市東別院町南掛奥ノ谷5番先		10.00m
02029	触ノ下線	亀岡市東別院町南掛縄手12番1先	304.00m	3.00m
		亀岡市東別院町南掛触ノ下2001番先		9.95m
11189	小金岐2丁目1号線	亀岡市大井町小金岐2丁目150番23先	99.04m	6.00m
		亀岡市大井町小金岐2丁目150番11先		6.00m
11190	小金岐2丁目2号線	亀岡市大井町小金岐2丁目150番15先	54.34m	6.00m
		亀岡市大井町小金岐2丁目150番19先		6.00m
12123	高野林10号線	亀岡市千代川町高野林北ノ田11番先	198.72m	6.00m
		亀岡市千代川町高野林北ノ田2番13先		6.00m
18287	下タン条1号線	亀岡市篠町森下タン条24番30先	82.27m	6.00m
		亀岡市篠町森下タン条24番19先		6.00m
18288	下タン条2号線	亀岡市篠町森下タン条23番7先	50.48m	6.00m
		亀岡市篠町森下タン条23番32先		6.00m
18289	夕日ヶ丘9号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目1番1先	100.00m	6.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目7番4先		6.00m
18290	夕日ヶ丘10号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目1番6先	235.00m	6.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目7番1先		6.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
19055	つつじヶ丘139号線	亀岡市東つつじヶ丘曙台3丁目6番1先	100.00m	6.00m
		亀岡市東つつじヶ丘曙台3丁目7番7先		6.00m

「揭示済」

亀岡市告示第79号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成23年4月28日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において、平成23年5月2日から平成23年5月13日まで一般の縦覧に供する。

平成23年4月28日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01294	余部中条線	亀岡市余部町中条4番1先	40.96m	6.00m
		亀岡市余部町中条4番10先		12.00m
01295	藪ノ下線	亀岡市追分町藪ノ下11番21先	188.00m	6.00m
		亀岡市荒塚町良1番1先		9.00m
02028	南掛神社線	亀岡市東別院町南掛中ノ坪1002番先	322.00m	2.00m
		亀岡市東別院町南掛奥ノ谷5番先		10.00m
02029	触ノ下線	亀岡市東別院町南掛縄手12番1先	304.00m	3.00m
		亀岡市東別院町南掛触ノ下2001番先		9.95m
11189	小金岐2丁目1号線	亀岡市大井町小金岐2丁目150番23先	99.04m	6.00m
		亀岡市大井町小金岐2丁目150番11先		6.00m
11190	小金岐2丁目2号線	亀岡市大井町小金岐2丁目150番15先	54.34m	6.00m
		亀岡市大井町小金岐2丁目150番19先		6.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
12123	高野林10号線	亀岡市千代川町高野林北ン田11番先	198.72m	6.00m
		亀岡市千代川町高野林北ン田2番13先		6.00m
18287	下タン条1号線	亀岡市篠町森下タン条24番30先	82.27m	6.00m
		亀岡市篠町森下タン条24番19先		6.00m
18288	下タン条2号線	亀岡市篠町森下タン条23番7先	50.48m	6.00m
		亀岡市篠町森下タン条23番32先		6.00m
18289	夕日ヶ丘9号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目1番1先	100.00m	6.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目7番4先		6.00m
18290	夕日ヶ丘10号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目1番6先	235.00m	6.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘2丁目7番1先		6.00m
19055	つつじヶ丘139号線	亀岡市東つつじヶ丘曙台3丁目6番1先	100.00m	6.00m
		亀岡市東つつじヶ丘曙台3丁目7番7先		6.00m

「揭示済」

亀岡市告示第80号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月28日

亀岡市長 栗山正隆

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起 点
		終 点
02014	南掛神社線	亀岡市東別院町南掛谷田口5番地の3先
		亀岡市東別院町南掛奥ノ谷5番地先
02027	觸ノ下線	亀岡市東別院町南掛縄手12番地の1先
		亀岡市東別院町南掛水汲2番地の1先

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市非常備消防に係る事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市非常備消防に係る事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市非常備消防に係る事務処理規程（昭和59年亀岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この訓令は、」の次に「亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）及び」を加え、「事項」を「組織及び事務の分掌」に改める。

第2条の見出しを「（職）」に改め、同条第1項中「理事及び」を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「のうち」を「が複数の場合、そのうち」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 必要があるときは、総務部に理事を、自治防災課に主任及びその他の職を置くことができる。

第3条第1号カ中「2,000,000円以上20,000,000円未満」を「20,000,000円以上」に、同号キ中「1,000,000円」を「2,000,000円」に、

「2,000,000円」を「5,000,000円」に、「10,000,000円以上20,000,000円未満」を「20,000,000円以上」に改め、同号ク中「100,000円」を「300,000円」に、「300,000円」を「1,000,000円」に改め、同条第2号エ中「1,000,000円」を「2,000,000円」に、「10,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2条第3項に規定する担当総括である総務部主幹がない場合は、前項第2号に規定する専決事項は、理事及び総務部主幹の専決事項とする。

第4条第2号中ケをコとし、カからクまでをキからケまでとし、同号オ中「100,000円」を「300,000円」とし、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 1件20,000,000円未満の収入命令に関すること。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の2を次のように改める。

（健康福祉部長の専決事項）

第9条の2 次の事項は、健康福祉部長が専決する。

生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童手当法（昭和46年法律第73号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による扶助費の支出負担行為（1件2,000,000円以上）の決定及び支出命令（1件20,000,000円以上）に関すること。

民間社会福祉施設（保育園）に係る長時間保育助成金の決定に関すること。

附 則

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第20号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成23年4月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成23年4月12日
午前9時30分
- 2 捕獲場所 亀岡市千代川町高野林地内
- 3 種 類 雑種
- 4 毛 色 茶
- 5 性 別 雌
- 6 体 格 小
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 白・ピンクの胴輪

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年4月16日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第21号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法同条第5項の規定により公告する。

平成23年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 組合の名称

亀岡市大井町南部土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年6月15日から平成31年3月31日まで

3 施行地区

区	域	付記	区	域	付記
大井町	並河堂又	全部	大井町	並河二丁目	一部
"	並河前脇	一部	"	並河三丁目	一部
"	並河熊田	一部	"	南金岐重見	一部
"	並河亀ヶ渚	一部	"	南金岐好実根	一部
"	並河深町	一部	稗田野町	太田古実根	一部
"	並河観並	一部	"	太田草田	一部

4 事務所の所在地

亀岡市大井町並河一丁目21番1号

5 設立認可の年月日

平成21年6月15日

6 変更認可の年月日

平成23年4月20日

「揭示済」

亀岡市公告第22号

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

平成23年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧に供する図書
施行地区及び設計の概要を表示する図書
- 2 縦覧期間
土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第23号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 工事の概要等
 - 工事番号及び工事名
23教第4号
亀岡市立亀岡中学校校舎棟耐震補強並びに大規模改修工事（建築）
 - 工事場所 亀岡市内丸町 地内
 - 工事種別 建築一式工事
 - 工事概要
校舎棟の耐震補強並びに大規模改修工事ただし建築工事
 - ・管理教室棟（RC造4階建4393㎡）一式
 - ・特別教室棟（RC造3階建907㎡）一式
 - ・渡り廊下棟（RC造3階建112㎡）一式
 - ・その他付帯工事 一式
 - 工 期 契約日の翌日から平成25年3月25日まで
 - 部分払 無
 - 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要）
 - 中間前金払
請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

なお、中間前金払については、平成23年度においては請求できない。

最低制限価格 採用

詳細な設計図書については、平成23年4月28日(木)午後1時から平成23年5月12日正午までの間(閉庁日、閉庁時間を除く)、亀岡市役所3階執行管理課にて、参加申請のあった特定建設工事共同企業体の代表者に配布する。受領の際、直接受領する者の印(認印でも可)を持参すること。

2 入札参加資格等

特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

特定建設工事共同企業体の要件

ア 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2社による共同企業体とする。ただし、1社が複数の共同企業体の代表者又は構成員になることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止措置を受けていないこと。

共同企業体の代表者の要件

ア 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社

(本店)を置く者であること。

イ 監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社(本店)を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格(国家資格に限る)を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書(甲型)」による。共同企業体の名称は、「・特定建設工事共同企業体」とする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

配置予定技術者調書(別紙様式2)

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複等の

配置は認めない。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。
(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

特定建設工事共同企業体協定書(甲型)

電子入札システムによる申請時の注意点として、競争参加資格確認申請書の画面において、JV参加にチェック及び企業体名称を入力し、共同企業体の代表者のみが代表して申請すること。

ファイル形式はPDFもしくはWORD形式(2003以前のバージョン形式に限る)とする。押印は必要としない。なお、協定書の正本については落札者のみ契約時に提出するものとする。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年4月20日(水) 午後1時から	入札情報公開システムからダウンロードして入手する。 (共通事項2のとおり)
設計図書等の概要の閲覧期間	平成23年4月20日(水) 午後1時から	入札情報公開システムからダウンロードして入手する。 (共通事項2のとおり)
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年4月25日(月) 午前9時から午後5時まで 平成23年4月26日(火) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年4月28日(木) 午後5時までに電子入札システムにより通知する。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年4月26日(火) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年5月9日(月) 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答、閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年5月11日(水)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年5月13日(金) 午前9時から午後5時まで	共通事項6のとおり

	平成23年5月16日(月) 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年5月17日(火) 午後3時までに再入札すること。	
開札日時	平成23年5月17日(火) 午前10時 再入札となった場合は 平成23年5月17日(火) 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。(ただし、予期せぬ機器障害等の場合はこの限りではない。)

入札システム停止時間帯は受付できない。

利用できる時間：平日の午前9時00分から午後5時30分まで

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年亀岡市条例第1号)に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第24号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

23教第1号

亀岡市立亀岡小学校耐震補強・大規模改修工事（棟）建築

工事場所 亀岡市内丸町 地内

工事種別 建築一式工事

工事概要

亀岡市立亀岡小学校校舎（棟）

補強工事 一式

・壁増設 15箇所

・壁スリット 51箇所

・開口封鎖 6箇所

亀岡市立亀岡小学校校舎（棟）

大規模改修工事 一式

・内外装改修

工期 契約日の翌日から平成24年10月15日まで

部分払 無

前金払 有（請負金額の40%以内保証事業会社等の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中

間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。なお、中間前金払については、平成23年度においては請求できない。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格等

平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複等の配置は認めない。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年4月22日(金) 午後1時から	入札情報公開システムからダウンロードして入手する。 (共通事項2のとおり)
設計図書等の概要の閲覧期間	平成23年4月22日(金) 午後1時から	入札情報公開システムからダウンロードして入手する。 (共通事項2のとおり)
詳細な設計図書の配布	平成23年4月28日(木) 午前9時から 平成23年5月12日(木) 正午まで (閉庁日・閉庁期間を除く)	亀岡市役所3階執行管理課において、参加申請のあった者に配布する。 受領の際、直接受領する者の印(認印可)を持参すること。
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年4月27日(水) 午前9時から午後5時まで 平成23年4月28日(木) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年5月2日(月) 午後5時までに電子入札システムにより通知する。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年4月28日(木) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年5月6日(金) 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答、閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年5月10日(火)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年5月12日(木) 午前9時から午後5時まで 平成23年5月13日(金) 午前9時から午前11時まで 再入札となった場合は 平成23年5月13日(金) 午後3時までに再入札すること。	共通事項6のとおり

開札日時	平成23年5月13日(金) 午後1時 再入札となった場合は 平成23年5月13日(金) 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる
------	---	-------------

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。(ただし、予期せぬ機器障害等の場合はこの限りではない。)

入札システム停止時間帯は受付できない。

利用できる時間：平日の午前9時00分から午後5時30分まで

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年亀岡市条例第1号)に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

黒木雅子
亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します
任期は平成24年10月26日までとします

温井雅紀

米原亨

市川章

松田純子

竹岡恵子

藤原照代

桃井満壽子

飯野茂

植木孝宜

佐藤英夫

西田幸弘

今野道子

前淵功

日野原恵子

佐藤俊之

瀬尾博

吉岡隆行

中村隆子

市川益代

谷口洋子

廣野正子

加藤啓一郎

金子義雄

調早苗

岩田庄司

小林篤史

吉田咲稚子

小早川広恵

大島知子

調幸治

十倉佳史

山川昭子

(各通)

伊藤令子
(各通) 廣田紀美子
中西淳子

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します
任期は平成25年3月31日までとします

吉見秀樹

亀岡市企業立地審査会委員の委嘱を解きます

八木和則

亀岡市企業立地審査会委員に委嘱します

上田清和

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

澤田徳子

亀岡市教育委員会委員に任命します

藤本弘

亀岡市監査委員に選任します

平成23年4月1日

大前民男

栗林繁治

中村善昭

(各通)

森二三雄

數井保博

西村信義

竹原享

亀岡市中野平松井手財産区管理会委員に選任します

平成23年4月8日

日下部福夫

日下部孝之

(各通)

日下部源造

奥村嘉宏

井内邦夫

井内廣樹

中村伸三

亀岡市東本梅財産区管理会委員に選任します

(各通)

中村均孝

中村俊孝

(各 通) 大 西 武 司
 大 西 利 和
 中 村 和 史
 廣 瀬 日 出 男

亀岡市中野財産区管理会委員に選任します

(各 通) 早 田 秀 生
 早 田 義 孝
 森 修
 森 功

亀岡市井手財産区管理会委員に選任します

(各 通) 森 源 一
 森 久 和
 森 金 滋
 秦 實

小林 道 晴
 日下部 金 弥
 加 舎 孝 啓

亀岡市西加舎財産区管理会委員に選任します

(各 通) 奥 村 昭
 河 本 隆 一
 竹 岡 久
 竹 岡 忠 晃
 上 原 正 晴
 柳 原 和 明

亀岡市東加舎財産区管理会委員に選任します
平成23年4月10日

上 條 正 和
 亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
 任期は平成24年9月4日までとします
 平成23年4月12日

(各 通) 西 村 誠
 數 井 邦 雄
 由 良 隆 夫
 小早川 伸 夫
 小早川 重 信

西 村 進
 亀岡市平松財産区管理会委員に選任します
 平成23年4月13日

(各 通) 大 西 昭 人
 兒 嶋 正 晴
 榎 重 男
 上 原 健 義
 木 村 彦 司
 村 田 新 博
 森 政 博

亀岡市本梅財産区管理会委員に選任します
平成23年4月15日

(各 通) 大 迫 徹
 佐 藤 英 夫
 竹 林 亜 樹
 中 西 淳 子
 林 太 一
 森 戸 俊 典
 永 井 秀 之
 鎌 田 幸 恵
 瀬 尾 博
 寺 田 直 人
 徳 川 輝 尚
 山 内 節 子
 日野原 恵 子
 若 井 ます子

亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会委員
 に委嘱します
 任期は平成25年3月31日までとします
 平成23年4月24日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第9号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成23年4月18日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

1 監査の種類

平成23年度随時監査

2 監査の対象

平成22年度末現在の次の棚卸状況について

会計課管理の物品（物品調達基金）

上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）

市立病院の医薬品・診療材料

3 監査実施日

平成23年4月7日（木）

4 監査の結果

会計課管理の物品、上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）及び市立病院の医薬品・診療材料の残高数量を抽出により関係帳簿と突合するとともに、保管状況について監査を実施したところ、棚卸状況は適正であった。

「揭示済」

亀岡市監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年4月19日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
 亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>企画管理部</p> <p>ア 企画政策課</p> <p>視察等情報提供料の収入事務について、納入通知書に納期限の記載がなかった。</p> <p>地方自治法施行令により、納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない。また、財務規則において、収入金の種別ごとに納期限を定めている。</p> <p>納入通知書に納期限を記載し、適正な事務処理をされたい。</p> <p>ウ 人事課</p> <p>(ア) 収入事務</p> <p>給与支給明細書広告掲載料の収入事務について、広告掲載決定通知書と納入通知書との納期限が異なっており、納入通知書の納期限は5月以降のものとなっていた。</p> <p>会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とすると財務規則に定められている。</p> <p>規定に基づいた適正な事務処理をされたい。</p>	<p>地方自治法施行令及び財務規則に基づき、視察等情報提供料の収入事務について、納入通知書に納期限を記載し、適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>財務規則の規定に基づく納期限を設定した。</p>

<p>(イ) 支出事務</p> <p>亀岡市職員互助会事業補助金の交付事務において、亀岡市補助金等交付規則に規定する「補助金等の額を定める別の基準」がなかった。</p> <p>補助金交付事務を適正に行うため、補助金の額の基準及び具体的な補助対象経費について明確にされたい。</p>	<p>補助金の額等を定める別の基準を整備した。</p>
--	-----------------------------

「揭示済」

亀岡市監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成21年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年4月19日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
 亀岡市監査委員 藤本 弘

平成21年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>環境市民部</p> <p>環境事業課</p> <p>[桜塚クリーンセンター]</p> <p>1 監査対象行政財産（建物）の監査結果</p> <p>(3) 使用料の算出及び使用料の減免適用は適正か。</p> <p>使用料の算出・減免に係る条例等がなく、決裁において「免除」とあるだけでその理由などは具体的に明示されてなかった。</p> <p>桜塚クリーンセンターにおいては、使用料に係る条例等の整備を行うとも</p>	<p>亀岡市が亀岡市循環型社会推進条例に定める一般廃棄物処理計画に基づいて一般廃棄物の処理を実施するにあたり、同条例第14条により一般廃棄物の処理を市以外の者に委託する場合には、その受託者が桜塚クリーンセンターを使用することについて、廃棄物処理施設の設置目的に則した使用であることの根拠を明文化するため、同条例施行規則を一部改正した。</p>

<p>に、使用料の算出及び減免の取扱いについても適正な処理となるよう改善されたい。</p> <p>(4) 光熱水費等の実費負担の算出及び徴収は適正にされているか。</p> <p>光熱水費等の実費負担についての取扱いについて、決裁がなされてなかった。</p> <p>許可書における明示についても不明瞭なものとなっていた。</p> <p>桜塚クリーンセンターにおいては、基本原則に基づき、使用者の実費負担について適切なものとなるよう改善されたい。</p>	<p>亀岡市が亀岡市循環型社会推進条例に定める一般廃棄物処理計画に基づいて一般廃棄物の処理を実施するにあたり、同条例第14条により一般廃棄物の処理を市以外の者に委託する場合に、その受託者が桜塚クリーンセンターを使用することについて、廃棄物処理施設の設置目的に則した使用であることの根拠を明文化するため、同条例施行規則を一部改正した。</p>
---	--

「揭示済」

教育委員会欄

任免及び辞令

西垣逸郎
 亀岡市立亀岡小学校医に委嘱します

藤原史博
 亀岡市立安詳小学校医に委嘱します

佐藤英夫
 亀岡市立東別院小学校医に委嘱します

小牧貫治
 亀岡市立西別院小学校医に委嘱します

小牧貫治
 亀岡市立曾我部小学校医に委嘱します

佐藤俊之
 亀岡市立吉川小学校医に委嘱します

佐藤明美
 亀岡市立稗田野小学校医に委嘱します

調早苗
 亀岡市立本梅小学校医に委嘱します

佐藤俊之
 亀岡市立畑野小学校医に委嘱します

吉岡隆行
 亀岡市立青野小学校医に委嘱します

寺田直人
 亀岡市立大井小学校医に委嘱します

森戸俊典
 亀岡市立千代川小学校医に委嘱します

中川務
 亀岡市立川東小学校医に委嘱します

白川和夫
 亀岡市立保津小学校医に委嘱します

樋垣泰伸
 亀岡市立つつじヶ丘小学校医に委嘱します

上原久和
 亀岡市立城西小学校医に委嘱します

植木孝宜
 亀岡市立詳徳小学校医に委嘱します

飯野茂
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校医に委嘱します

平田正弘
 亀岡市立亀岡中学校医に委嘱します

佐藤英夫
 亀岡市立別院中学校医に委嘱します

吉岡克己
 亀岡市立南桑中学校医に委嘱します

調幸治
 亀岡市立育親中学校医に委嘱します

平岡聡
 亀岡市立高田中学校医に委嘱します

十倉佳史
 亀岡市立東輝中学校医に委嘱します

文字直
 亀岡市立大成中学校医に委嘱します

加藤啓一郎
 亀岡市立詳徳中学校医に委嘱します

樋垣泰伸
 亀岡市立亀岡幼稚園医に委嘱します

藤原史博
 亀岡市立第2亀岡幼稚園医に委嘱します

嶋村浩一
 亀岡市立亀岡小学校歯科医に委嘱します

並河治之
 亀岡市立安詳小学校歯科医に委嘱します

前川眞司
 亀岡市立東別院小学校歯科医に委嘱します

脇新五
 亀岡市立西別院小学校歯科医に委嘱します

内藤春生
 亀岡市立曾我部小学校歯科医に委嘱します

荻野茂
 亀岡市立吉川小学校歯科医に委嘱します

中村弘之
 亀岡市立稗田野小学校歯科医に委嘱します

齋藤 義裕	岡本 眞和
亀岡市立本梅小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立詳徳中学校歯科医に委嘱します
天野 浩	藤田 幸彦
亀岡市立畑野小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立亀岡幼稚園歯科医に委嘱します
細木 一成	小野 恒太郎
亀岡市立青野小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立第2亀岡幼稚園歯科医に委嘱します
遠坂 豊	澤田 透
亀岡市立大井小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立亀岡小学校薬剤師に委嘱します
浦田 眞幸	栗林 高宏
亀岡市立千代川小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立安詳小学校薬剤師に委嘱します
仕合 邦雄	明石 淳
亀岡市立川東小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立東別院小学校薬剤師に委嘱します
石川 清之	岩田 庄司
亀岡市立保津小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立西別院小学校薬剤師に委嘱します
岩田 正夫	田原 浩
亀岡市立つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立曾我部小学校薬剤師に委嘱します
中川 幹也	小林 篤史
亀岡市立城西小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立吉川小学校薬剤師に委嘱します
池田 利夫	浅井 直子
亀岡市立詳徳小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立稗田野小学校薬剤師に委嘱します
前田 文義	広瀬 尚美
亀岡市立南つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します	亀岡市立本梅小学校薬剤師に委嘱します
安井 明平	小林 篤史
亀岡市立亀岡中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立畑野小学校薬剤師に委嘱します
泉 要佑	森 麻由子
亀岡市立別院中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立青野小学校薬剤師に委嘱します
市川 章	池田 将吾
亀岡市立南桑中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立大井小学校薬剤師に委嘱します
河野 弘之	金田 正模
亀岡市立育親中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立千代川小学校薬剤師に委嘱します
坂井 知明	田原 浩
亀岡市立高田中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立川東小学校薬剤師に委嘱します
中川 博友	寺田 希久子
亀岡市立東輝中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立保津小学校薬剤師に委嘱します
吉田 龍兒	中西 暢之
亀岡市立大成中学校歯科医に委嘱します	亀岡市立つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します
	田原 浩
	亀岡市立城西小学校薬剤師に委嘱します

和田康嗣
亀岡市立詳徳小学校薬剤師に委嘱します

明石淳
亀岡市立南つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します

脇坂啓史
亀岡市立亀岡中学校薬剤師に委嘱します

明石淳
亀岡市立別院中学校薬剤師に委嘱します

田原浩
亀岡市立南桑中学校薬剤師に委嘱します

中川喜よ美
亀岡市立育親中学校薬剤師に委嘱します

重田喜美子
亀岡市立高田中学校薬剤師に委嘱します

岩田芳美
亀岡市立東輝中学校薬剤師に委嘱します

永田昭雄
亀岡市立大成中学校薬剤師に委嘱します

岩田庄司
亀岡市立詳徳中学校薬剤師に委嘱します

岩佐一郎
亀岡市立亀岡幼稚園薬剤師に委嘱します

田原浩
亀岡市立第2亀岡幼稚園薬剤師に委嘱します

平成23年4月1日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第38号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員
一般選挙における投票管理者及び同職務代理者
を次のとおり選任した。

平成23年4月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

京都府議会議員一般選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	上村 祥浩	省略	谷 仁志	省略
	2	武内 政一	省略	片岡 清志	省略
東別院	3	今井 淳喜	省略	森川 寿文	省略
	4	並河 久義	省略	福田 正弘	省略
西別院	5	和崎 紘	省略	齋田 善弘	省略
	6	石野 賢一	省略	鈴木 長	省略
曾我部	7	井口 昭幸	省略	荻野 和幸	省略
	8	中井 文夫	省略	浦 邦彰	省略
吉川	9	上島 滋之	省略	大西 光治	省略
稗田野	10	葛西 常美	省略	塩尻 知己	省略
	11	齊藤 雅一	省略	大石 典之	省略
本梅	12	榎 勉	省略	大西 博之	省略
	13	西田 修	省略	三宅 晃圓	省略
畑野	14	奥野 正三	省略	福井 栄子	省略
	15	今西 和男	省略	畑 典明	省略
宮前	16	柿谷 隆司	省略	柴田 好浩	省略
	17	森 二六一	省略	西田 隆	省略
	18	太田貴久男	省略	西田 貴弘	省略
大井	19	赤木浩一郎	省略	垣見 昌克	省略
	20	松岡 博	省略	中川 秀和	省略
千代川	21	八木 敏夫	省略	内藤 誠司	省略
	22	俣野 秀樹	省略	俣野 孝明	省略
馬路	23	中澤 重生	省略	橋本 泰典	省略
	24	林 稔	省略	相原 稔	省略
	25	堤 年宏	省略	林 佐百合	省略
旭	26	平井 厚生	省略	内藤 一彦	省略
	27	人見 虎雄	省略	笹原 法明	省略
千歳	28	吉川 敏和	省略	小川さく子	省略
	29	西田 又康	省略	三宅 泰宏	省略
	30	杉崎 稔	省略	木村 邦彦	省略
河原林	31	並河 包恭	省略	澤田 誠	省略
	32	八木 俊光	省略	関 勝	省略
保津	33	溝行 一夫	省略	関口 義人	省略
	34	湯浅 誠二	省略	桂 和裕	省略
東本梅	35	井内 邦夫	省略	中川 満智	省略
	36	中西 修二	省略	中西 康弘	省略
篠	37	上垣伊三男	省略	平田 米蔵	省略
篠・東つじ	38	中 龍雄	省略	田中 博樹	省略
西つじ	39	富樫 佳泰	省略	伊豆田晃正	省略
亀岡	40	芳野 重徳	省略	中村 信幸	省略
篠	41	高木 平夫	省略	山内 偉正	省略
南つじ	42	山田 実	省略	鶴飼 均	省略
東別院	43	濱井 一夫	省略	樋口 竜次	省略
篠	44	吉田 洋	省略	木村 公一	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第39号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成23年4月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地の8
第4投票区	徳円寺	亀岡市東別院町栢原九折34番地の1
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市稗田野生涯学習センター	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市稗田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻50番地
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷84番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第34投票区	第5区会議所	亀岡市保津町沢目72番地の1
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内20番地の2
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内谷口30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘公民館	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番56号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	南つつじヶ丘小学校	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号
第43投票区	見立区集会所	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地267号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第40号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成23年4月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 平成23年4月1日
午後5時00分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第41号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成23年4月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第42号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成23年4月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

平成23年4月10日執行 京都府議会議員一般選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成23年4月2日	酒井 佐治子	省略	和田 学	省略
平成23年4月3日	和田 学	省略	野崎 千恵子	省略
平成23年4月4日	野崎 千恵子	省略	西田 勝	省略
平成23年4月5日	和田 学	省略	野崎 千恵子	省略
平成23年4月6日	酒井 佐治子	省略	和田 学	省略
平成23年4月7日	西田 勝	省略	酒井 佐治子	省略
平成23年4月8日	野崎 千恵子	省略	西田 勝	省略
平成23年4月9日	西田 勝	省略	酒井 佐治子	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第43号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成23年4月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

開票管理者	省略	西田 勝
同職務代理者	省略	酒井 佐治子

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

平成23年4月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

- 1 開票場所
ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時
平成23年4月10日 午後9時10分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第45号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成23年4月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 平成23年4月7日
午後5時00分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第46号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員一般選挙の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

平成23年4月7日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第47号

平成23年4月10日執行の京都府議会議員
一般選挙の開票の日時を次のように変更する。

平成23年4月10日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

開票日時 平成23年4月10日
午後8時55分

「揭示済」

公平委員会欄

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の
一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年
亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第1市長部局の項中「企画政策課員（主
任に限る。）」の次に「夢ビジョン推進課員
（主任に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市公平委員会告示第2号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月21日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

1 登録団体

亀岡教職員組合

代表者役職氏名 執行委員長 福嶋儀治
(主たる事務所所在地)

亀岡市大井町並河坂井50
亀岡教育会館

2 登録年月日 平成23年4月21日

3 登録番号 平成23年公平第2号

「揭示済」

亀岡市公平委員会告示第3号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月21日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

1 登録団体

亀岡市職員組合

代表者役職氏名 執行委員長 岸田 浩
(主たる事務所所在地)

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内

2 登録年月日 平成23年4月21日

3 登録番号 平成23年公平第3号

「揭示済」

亀岡市公平委員会告示第4号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月21日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

1 登録団体

亀岡市職員連絡会

代表者役職氏名 会長 内藤誠司
(主たる事務所所在地)

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内

2 登録年月日 平成23年4月21日

3 登録番号 平成23年公平第4号

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金徴収事務等を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 委託の相手方

大阪市淀川区西中島5丁目9番6号
第一環境株式会社関西支店

2 委託期間

平成23年4月1日から
平成26年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 委託の相手方

東京都千代田区鍛冶町1丁目8番3号
地銀ネットワークサービス株式会社
提携コンビニエンスストア
エーエム・ピーエム エブリワン
くらしハウス ココストア
コミュニティ・ストア サークルK
サンクス スパー北海道
スリーエイト スリーエフ 生活彩家
セイコーマート セーブオン
セブン-イレブン デイリーヤマザキ
ファミリーマート ポプラ
ミニストップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン
MMK設置店

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

平成23年4月1日から
平成24年3月31日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第7号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成23年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成23年4月20日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
265	有限会社 ジャパン・ルーフ	代表取締役	人見 隆信	南丹市八木町室橋美津26番地
266	株式会社 宇野設備	代表取締役	宇野 武男	京都市南区久世中久世町3丁目25番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

平成23年4月20日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成23年4月20日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
253	株式会社 宇野設備	代表取締役 宇野 武男	京都市南区久世中 久世町3丁目25 番地

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第2号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）第5条の規定に基づき、平成23年度賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成23年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 賦課対象区域

安町（小屋場）、曾我部町春日部（井手口・上山田・空屋谷・胡桃塚・五蔵通・東垣内）中（状使・丁田・中筋・長瀬・前通）法貴（一ノ井出・上殿垣内・北谷口・茶屋上又・寺縄壺・寺ヶ縄前筋・中溝・綿打川）犬飼（浦田・九ノ坪・河内・地蔵又・寺尾・梨ノ段・灘羅・樋ノ口・古道・前川・弓田）、稗田野町佐伯（出山地・岩谷ノ内院ノ芝・院ノ芝・薄井・浦亦・飼条・垣内・玉泉・源ノ坊・齊ノ神・筋違・大日堂・原野・岩谷ノ内山）鹿谷（上条・戸井・西川・丸ヶ条）柿花（中道・吉岡・梶林・畑ヶ中）奥条（中道・門田）、東つつじヶ丘都台2丁目の各一部

「揭示済」

市立病院欄

告示

亀岡市立病院告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、亀岡市立病院の使用料及び手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

1 委託の相手方

京都市下京区四条通東洞院東入立売西町
60 日本生命四条ビル8F
株式会社日本医療事務センター京都支社

2 委託期間

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

「揭示済」